

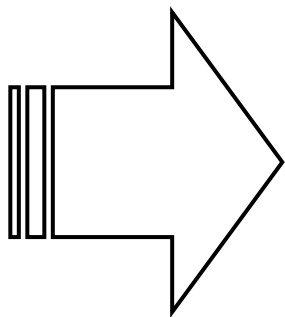
平成28年7月27日
説明会資料

東久留米市の総合事業について

東久留米市福祉保健部介護福祉課

東久留米市の総合事業では

- 国が示すいわゆる典型的な例のうち、「従来型サービス」、「C型サービス」、「A型サービス」を実施します。
- 従来型サービス、C型サービス、A型サービスはどの事業所でも実施できるシステムとします。
- 基本チェックリストの判定を受けることで、サービス利用が可能になります。
- C型サービスでは、リハビリ専門職が身体機能のアセスメントを3か月間実施し、その後のサービスへ適切につなぎます。



介護保険のサービスを活用することで、介護保険を必要としなかったころの生活を取り戻すことをめざします。

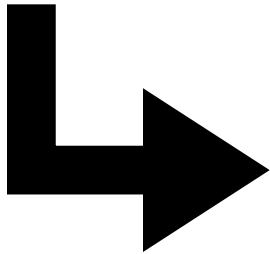
◎ 総合事業の利用について

総合事業の利用について

- 認定申請のほかに、基本チェックリストの判定により、申請手続きを省略したサービス利用が可能になります。
 - 認定申請の場合は、従来どおり市窓口及び包括支援センターでの受付が可能です。
 - チェックリストについては、各地域包括支援センターでのみ実施します。
 - 第2号被保険者は、基本チェックリストによる方法でのサービス利用はできないため、従来通り認定申請を行います。
-

多様なサービスの対象者

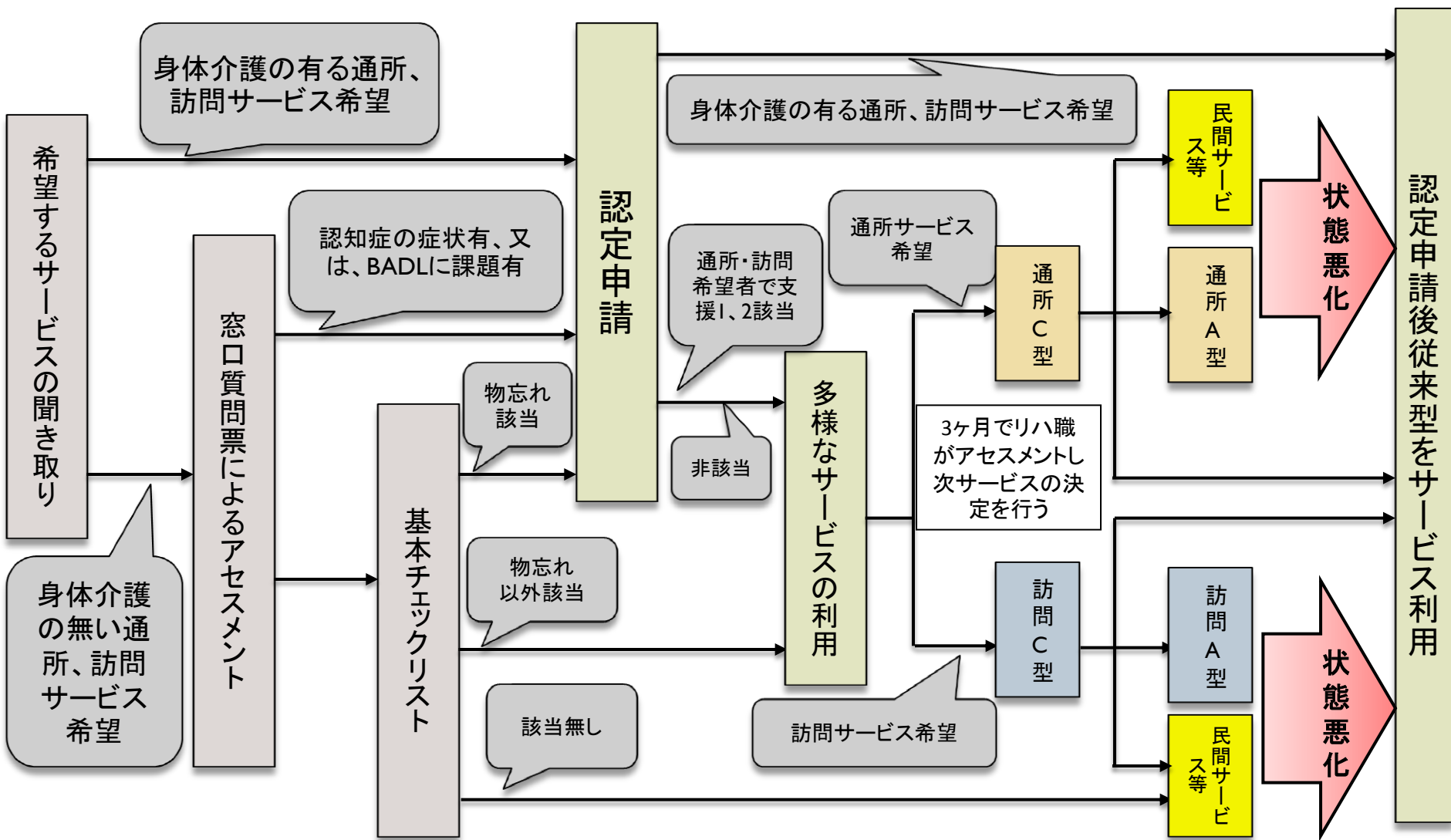
- ① 介護予防通所介護、介護予防訪問介護サービスの希望者・利用者
- ② 基本チェックリストの該当者（物忘れに該当した場合は対象外）、申請した結果「要支援」に該当（更新についても同様）



多様なサービスは身体的に回復の見込みがある人が対象です。

身体介護が必要な方及び認知症の症状がある方は、今まで通りの従来型サービスを利用します。

利用者の一般的な流れ



◎ サービスの類型について

通所型サービスの類型について

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	従来型サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
サービス内容	国基準の従来と同等のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中予防サービス 原則3ヶ月間で実施 リハビリ専門職の関与
対象者	認定申請	通所型サービスCでのアセスメント結果より	基本チェックリストか認定申請
基準	従来どおり	人員基準の緩和	従来型と同等程度
指定	指定 (30年4月までみなし指定)	指定	指定＋委託

訪問型サービスの類型について

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス	
サービス種別	従来型サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスC
サービス内容	国基準の従来と同等のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中予防サービス 原則3ヶ月間で実施 リハビリ専門職の関与
対象者	認定申請	訪問型サービスCでのアセスメント結果より	基本チェックリストか認定申請
基準	従来どおり	人員基準の緩和	従来型と同等程度
指定	指定 (30年4月までみなし指定)	指定	指定＋委託